(趣旨)

第1条 この規則は、越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例(令和6年条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の 例による。

(事前協議の申請等)

- 第3条 条例第6条(条例第12条第2項において準用する場合を含む。 以下同じ。)の規定による協議は、条例第8条第1項の許可又は条例第 12条第1項本文の変更の許可の申請をする前に、次に掲げる事項を記 載した屋外保管事業場設置(変更)事前協議書(第1号様式。以下「事 前協議書」という。)を市長に提出して行わなければならない。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに 主たる事務所の所在地)
 - (2) 屋外保管事業場の設置の場所
 - (3) 屋外保管事業場の敷地面積
 - (4) 屋外保管事業場において保管する再生資源物の種類
 - (5) 屋外保管事業場の現場責任者の氏名及び連絡先
 - (6) 屋外保管事業場の構造
 - (7) 次に掲げる事項を記載した標準作業書(以下「標準作業書」という。)
 - ア 再生資源物の保管の方法及び保管上限等
 - イ 廃油及び廃液の回収、屋外保管事業場からの流出の防止及び保管 の方法

- ウ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの 回収及び保管の方法
- エ 騒音、振動及び悪臭対策の措置
- オ 排水処理設備、油水分離装置及びこれらに接続している排水溝その他の設備の管理の方法(これらを設置する場合に限る。)
- カ 屋外保管に伴って生じる廃棄物の処理の方法
- キ 屋外保管事業場の保守点検の方法
- ク 火災予防上の措置
- ケ 作業実施時間等
- コ 災害時及び事故発生時の連絡体制
- (8) その他市長が必要と認める事項
- 2 事前協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 ただし、条例第12条第1項本文の変更の許可の申請に係る協議である 場合は、次に掲げる書類及び図面のうち当該変更に係るものを添付する ものとする。
 - (1) 屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
 - (2) 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び 構造図
 - (3) 屋外保管事業場内の配置図
 - (4) 再生資源物の搬入及び搬出の方法及び経路を記載した書類又は図面
 - (5) 屋外保管事業場の設置の場所に係る土地の公図の写し及び登記事項 証明書
 - (6) 事業計画者が屋外保管事業場の設置の場所に係る土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有することを証する書類
 - (7) 事業計画者が個人である場合にあっては、住民票の写し(本籍(外国人にあっては、国籍等(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等をいう。))の記載のあるもので、

提出の目前3月以内に作成されたものに限る。以下同じ。)

- (8) 事業計画者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (9) 事業計画者が未成年者(条例第9条第1項第3号サに規定する未成年者をいう。以下同じ。)である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書)
- 10 その他市長が必要と認める書類及び図面
- 3 事業計画者は、事前協議書を提出したときは、設置等を行おうとする 屋外保管事業場の敷地内の公衆の見やすい場所に、協議を行っている旨 の標識を当該屋外保管事業場の設置等に着手するまでの間、設置してお かなければならない。
- 4 前項の標識は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。
 - (1) 屋外保管事業場の設置等を計画している旨
 - (2) 事前協議書を市長に提出した年月日
 - (3) 事業計画者の氏名(法人にあっては、その名称)及び連絡先 (設置等を予定する屋外保管事業場の調査)
- 第4条 市長は、その職員に、設置等を予定する屋外保管事業場の調査を 行わせるものとする。
- 2 事前協議書を提出した事業計画者は、前項の調査に立ち会わなければ ならない。

(事前協議事項確認の通知)

第5条 市長は、事前協議書の内容、前条第1項の調査の結果及び関係法 令の規定による必要な措置の内容等を勘案し、必要な助言及び指導につ いて、屋外保管事業場事前協議事項確認通知書(第2号様式)により事 業計画者に通知するものとする。ただし、市長が助言又は指導の必要が ないと認める場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による通知を受けた事業計画者は、当該助言又は指導 の内容を踏まえ、事業計画の検討その他の必要な措置を講じ、その講じ た措置の内容について屋外保管事業場事前協議事項回答書(第3号様式) により市長に回答しなければならない。

(事前協議終了の通知)

第6条 市長は、条例第6条の規定による協議が終了したと認めるときは、 屋外保管事業場事前協議終了通知書(第4号様式。以下「事前協議終了 通知書」という。)により事業計画者に通知するものとする。

(説明会の開催等)

- 第7条 事業計画者は、条例第7条第1項の説明会(以下単に「説明会」 という。)を、事前協議終了通知書の交付を受けた後、遅滞なく開催し なければならない。
- 2 条例第7条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 当該協議に係る屋外保管事業場の敷地境界線から200メートル以内の範囲(以下「関係地域」という。)に事務所等の事業活動の拠点を置く者
 - (2) 関係地域内に住所を有する者が属する地縁に基づき形成された団体
- 3 条例第7条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 事業計画者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに連絡先
 - (2) 屋外保管事業場の設置の場所
 - (3) 屋外保管事業場の敷地面積
 - (4) 屋外保管事業場において保管する再生資源物の種類
 - (5) 屋外保管事業場の現場責任者の氏名及び連絡先
 - (6) 事業計画に係る事項
 - (7) その他市長が必要と認める事項

- 4 事業計画者は、説明会を開催するときは、周辺住民等の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるよう努めるとともに、これらの事項をあらかじめ周辺住民等に対し、印刷物の配布、周辺住民等の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により周知しなければならない。
- 5 条例第7条第2項の市長が特別の理由があると認めるときは、次に掲 げるときとする。
 - (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であるとき。
 - (2) 事業計画者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであるとき。
- 6 条例第7条第2項の市長が適当と認める措置は、周辺住民等に対して、 周知事項を記載した書面を配布し、又は送付する措置及び周辺住民等の 見やすい場所に周知事項を掲示する措置とする。

(説明会等の実施状況の報告)

第8条 条例第7条第3項(条例第12条第2項において準用する場合を 含む。以下同じ。)の規定による報告は、屋外保管事業場説明会等実施 状況報告書(第5号様式)により行うものとする。

(事前協議書の内容の変更等)

- 第9条 事業計画者は、事前協議終了通知書の交付を受けた後において、 当該事前協議書の内容を変更して屋外保管事業場の設置等をしようとす るときは、条例第6条及び第7条の規定による手続きを改めて行わなけ ればならない。ただし、当該変更が次に掲げる軽微な変更である場合は、 この限りでない。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)の変更
 - (2) 屋外保管事業場の設置の場所の変更(地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更に限る。)

- (3) 屋外保管事業場において保管する再生資源物の種類の減少
- (4) 屋外保管事業場の現場責任者の氏名及び連絡先の変更
- (5) 事業計画者が未成年者である場合のその法定代理人に係る変更
- (6) 屋外保管事業場の構造に係る変更(市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生ずるおそれがないと認められるものに限る。)
- (7) 標準作業書の記載事項に係る変更(市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生ずるおそれがないと認められるものに限る。)
- 2 前項ただし書に規定する軽微な変更をする事業計画者は、屋外保管事業場事前協議変更届出書(第6号様式)により、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業計画の廃止の届出等)

- 第10条 事業計画者は、事前協議書の提出後、当該事前協議書に係る事業計画を廃止したときは、屋外保管事業場事業計画廃止届出書(第7号様式)により、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 事業計画者が第5条第1項本文の規定による通知を受けた日から1年 以内に同条第2項の規定による回答をしないとき、又は事前協議終了通 知書の交付を受けてから1年以内に条例第8条第1項の許可若しくは条 例第12条第1項本文の変更の許可の申請をしないときは、当該事業計 画について、前項の規定による事業計画を廃止する旨の届出がなされた ものとみなす。

(許可の申請)

- 第11条 条例第8条第1項の許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、条例第7条第3項の規定による報告をした日から1月以内に、次に掲げる事項を記載した屋外保管事業場設置許可(更新)申請書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

- (2) 屋外保管事業場の設置の場所
- (3) 屋外保管事業場の敷地面積
- (4) 屋外保管事業場において保管する再生資源物の種類
- (5) 屋外保管事業場の現場責任者の氏名及び連絡先
- (6) 屋外保管事業場の構造
- (7) 標準作業書
- (8) 許可申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び住所
- (9) 許可申請者に第13条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名及び住所
- (10) 許可申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地並びにその役員の氏名及び住所)
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
 - (2) 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
 - (3) 屋外保管事業場内の配置図
 - (4) 再生資源物の搬入及び搬出の方法及び経路を記載した書類又は図面
 - (5) 許可申請者が屋外保管事業場の設置の場所に係る土地の所有権を有 すること(許可申請者が所有権を有しない場合には、当該土地を使用 する権原を有すること)を証する書類
 - (6) 許可申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し及び条例第 9条第1項第3号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認 められる書類
 - (7) 許可申請者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為の写し

及び登記事項証明書

- (8) 許可申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し 及び条例第9条第1項第3号アに該当しないかどうかを審査するため に必要と認められる書類
- (9) 許可申請者に第13条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し及び条例第9条第1項第3号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (10) 許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し及び条例第9条第1項第3号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (11) 許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である 場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - イ 役員の住民票の写し及び条例第9条第1項第3号アに該当しない かどうかを審査するために必要と認められる書類
- (12) 誓約書(第9号様式)
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面 (生活環境の保全を目的とする法令)
- 第12条 条例第9条第1項第3号エの規則で定める法令は、次に掲げる ものとする。
 - (1) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
 - (2) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)
 - (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第1 36号)
 - (4) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
 - (5) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)

- (6) 振動規制法 (昭和51年法律第64号)
- (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第 108号)
- (8) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)
- (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成13年法律第65号)

(使用人)

- 第13条 条例第9条第1項第3号キ、シ及びスの規則で定める使用人は、 許可申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。
 - (1) 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)
 - (2) 前号に掲げるもののほか、再生資源物に係る契約を締結する権限を有する者を置く屋外保管事業場

(許可等の決定)

第14条 市長は、条例第8条第1項の許可若しくは同条第2項の更新又 は条例第12条第1項の変更の許可(以下「許可等」という。)をした ときは屋外保管事業場設置(変更)許可通知書(第10号様式)により、 許可等をしないときは屋外保管事業場設置(変更)不許可通知書(第1 1号様式)により、許可申請者に通知するものとする。

(屋外保管事業場の許可証)

第15条 市長は、許可等をしたときは、屋外保管事業場設置(変更)許可証(第12号様式)を交付しなければならない。

(使用前検査)

- 第16条 条例第9条第3項の検査を受けようとする者(第3項において 「使用前検査申請者」という。)は、屋外保管事業場使用前検査申請書 (第13号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、当該屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、

立面図、断面図及び構造図その他参考となる書類又は図面を添付しなければならない。

3 市長は、条例第9条第3項の検査の結果、当該屋外保管事業場が条例 第10条に規定する立地基準、条例第11条に規定する構造基準及び条 例第16条に規定する保管基準に適合していると認めるときは、屋外保 管事業場基準適合通知書(第14号様式)により、使用前検査申請者に 通知するものとする。

(屋外保管事業場の立地基準)

第17条 条例第10条第2号の規則で定める方法は、屋外保管事業場敷地と公道が4メートル以上接する方法とする。

(屋外保管事業場の構造基準)

第18条 条例第11条第1号の囲いは、公道その他の人が容易に立ち入ることができる場所から、当該屋外保管事業場の内部を容易に見通すことのできる素材である部分又は構造である部分を適切に配置することとする。

(変更の許可の申請)

- 第19条 条例第12条第1項本文の変更の許可を受けようとする者(次項において「変更許可申請者」という。)は、屋外保管事業場変更許可申請書(第15号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
 - (2) 変更前及び変更後の屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、 立面図、断面図、構造図及び設計計算書
 - (3) 屋外保管事業場内の配置図
 - (4) 再生資源物の搬入及び搬出の方法及び経路を記載した書類又は図面
 - (5) 変更後の屋外保管事業場の用に供する土地の所有権を有すること

(変更許可申請者が所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有すること)を証する書類

- (6) 変更許可申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し及び条例第9条第1項第3号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (7) 変更許可申請者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (8) 変更許可申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の 写し及び条例第9条第1項第3号アに該当しないかどうかを審査する ために必要と認められる書類
- (9) 変更許可申請者に第13条に規定する使用人がある場合にあっては、 その者の住民票の写し及び条例第9条第1項第3号アに該当しないか どうかを審査するために必要と認められる書類
- (10) 変更許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し及び条例第9条第1項第3号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (11) 変更許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人で ある場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - イ 役員の住民票の写し及び条例第9条第1項第3号アに該当しない かどうかを審査するために必要と認められる書類
- (12) 当該変更に係る標準作業書
- (13) 誓約書
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面 (軽微な変更の届出)
- 第20条 条例第12条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次

に掲げる事項についての変更とする。ただし、第6号及び第7号については、市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生ずるおそれがないと認められるものに限る。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 屋外保管事業場の設置の場所(地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更によるものに限る。)
- (3) 屋外保管事業場の現場責任者の氏名及び連絡先
- (4) 屋外保管許可事業者が法人である場合のその役員及び使用人
- (5) 屋外保管許可事業者が未成年者である場合のその法定代理人
- (6) 屋外保管事業場の構造
- (7) 標準作業書の記載事項
- 2 条例第12条第1項ただし書の規定による届出は、当該変更の日から 10日(法人で次項第1号又は第3号の規定により登記事項証明書を添 付する場合にあっては、30日)以内に、屋外保管事業場変更届出書 (第16号様式)により行うものとする。
- 3 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号 に定める書類及び図面を添付するものとする。
 - (1) 第1項第1号に掲げる事項の変更の場合 個人にあっては住民票の 写し及び誓約書、法人にあっては定款又は寄附行為の写し及び登記事 項証明書
 - (2) 第1項第4号に掲げる事項の変更の場合 同号に掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の住民票の写し及び誓約書
 - (3) 第1項第5号に掲げる事項の変更の場合 同号に掲げる者(当該変更に係る者に限る。)が個人にあっては住民票の写し及び誓約書、法人にあっては定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - (4) 第1項第6号に掲げる事項の変更の場合 屋外保管事業場の平面図、

立面図、断面図及び構造図並びに屋外保管事業場内の配置図

(5) 第1項第7号に掲げる事項の変更の場合 当該変更に係る標準作業書

(廃止の届出)

- 第21条 条例第12条第3項の規定による届出は、屋外保管事業場廃止 届出書(第17号様式)により行うものとする。
- 2 前項の届出は、次条各号に掲げる基準に適合することを確認した上で、 当該廃止の日から10日以内に行わなければならない。

(許可の取消しに係る屋外保管事業場の廃止基準)

- 第22条 条例第15条第3項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 再生資源物及び屋外保管に伴って生じる廃棄物が保管されていないこと。
 - (2) 屋外保管事業場の構造物が市民生活の安全及び生活環境に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

(屋外保管事業場に係る掲示板)

- 第23条 条例第16条第1号イの掲示板は、縦及び横それぞれ60セン チメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなけれ ばならない。
 - (1) 屋外保管事業場である旨
 - (2) 許可の年月日及び許可番号
 - (3) 許可の期間
 - (4) 屋外保管事業者の氏名又は名称及び連絡先
 - (5) 屋外保管事業場の現場責任者の氏名及び連絡先
 - (6) 屋外保管事業場において保管する再生資源物の種類 (屋外保管の高さ)
- 第24条 条例第16条第2号イの規則で定める高さは、次の各号に掲げ

る場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

- (1) 屋外保管の場所の囲いに保管する再生資源物の荷重が直接かかる構造である部分(以下この条において「直接負荷部分」という。)がない場合(第3号に掲げる場合を除く。) 当該屋外保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該屋外保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が2以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ又は5メートルのうちいずれか低いもの
- (2) 屋外保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合(次号に掲げる場合を除く。) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50センチメートルの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが50センチメートルに満たない場合にあっては、その下端)(以下この条において「基準線」という。)から当該屋外保管の場所の側の任意の点ごとに、次のアに規定する高さ(当該屋外保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、ア又はイに規定する高さのうちいずれか低いもの)又は5メートルのうちいずれか低いもの
 - ア 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最 も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ
 - イ 前号に規定する高さ
- (3) 屋外保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 次のアからウまでに掲げる高さのうちいずれか低いもの又は前号に規定する高さ
 - ア 当該屋外保管の場所の当該三方以外の方向から、事業の用に供す る施設(当該屋外保管の場所を除く。)又は屋外保管事業場の敷地 境界線への水平距離のうち最小のものの2分の1に相当する高さ

イ 当該直接負荷部分の基準線の高さ

ウ 5メートル

(屋外保管に係る飛散防止等のための措置)

第25条 条例第16条第2号エの規則で定める措置は、再生資源物の性 状に応じ、屋外保管の場所から再生資源物又は当該屋外保管に伴って生 じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が飛散しな いように必要な措置を講ずることとする。

(屋外保管事業場における火災の発生若しくは延焼又は当該屋外保管事業場の外部への延焼を防止するための措置)

- 第26条 条例第16条第3号の規則で定める措置は、次のとおりとする。
 - (1) 再生資源物が再生資源物以外の物と混合するおそれのないように区分して保管すること。
 - (2) 再生資源物に電池、潤滑油その他の火災の発生のおそれがあるもの が含まれる場合にあっては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回 収し、処理すること。
 - (3) 再生資源物の一の保管の単位の面積を200平方メートル以下とすること。
 - (4) 隣接する再生資源物の保管の単位の間隔は、2メートル以上とする こと(当該保管の単位の間に火災の延焼を防ぐに足りる仕切りが設け られている場合を除く。)。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置 (記録の作成等)
- 第27条 条例第17条の規定による記録の作成は、毎月、屋外保管事業者が前月中における同条各号に規定する事項について、毎月末までに行うものとする。
- 2 条例第17条第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 屋外保管事業場からの流出の防止のために回収した廃油又は廃液の

品目及び数量

- (2) 火災の発生のおそれがあるものとして回収したものの品目及び数量(立入検査の身分証明書)
- 第28条 条例第19条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(第1 8号様式)とする。

(公表)

第29条 条例第21条第1項の規定による公表は、市役所前掲示場への 掲示及び市ホームページへの掲載等により行う。

(市長に提出する書類の部数)

第30条 条例及びこの規則に基づき市長に提出する書類の部数は、各2 部とする。

(その他)

第31条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。
 - (従前の屋外保管事業者である旨の届出)
- 2 条例附則第5項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出 書により行うものとする。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
 - (2) 既存屋外保管事業場の設置の場所
 - (3) 既存屋外保管事業場の敷地面積
 - (4) 既存屋外保管事業場において保管する再生資源物の種類
- 3 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 既存屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図

- (2) 条例の施行の際現に屋外保管を行っていることを確認できる書類 (既存屋外保管事業場に係る届出)
- 4 条例附則第6項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出 書により行うものとする。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
 - (2) 既存屋外保管事業場の設置の場所
 - (3) 既存屋外保管事業場の敷地面積
 - (4) 既存屋外保管事業場において保管する再生資源物の種類
 - (5) 既存屋外保管事業場の現場責任者の氏名及び連絡先
 - (6) 既存屋外保管事業場の構造
 - (7) 標準作業書
 - (8) 従前の屋外保管事業者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び住所
 - (9) 従前の屋外保管事業者に第13条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名及び住所
 - (10) 従前の屋外保管事業者が未成年者である場合にあっては、その法定 代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、そ の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地並びにその役員 の氏名及び住所)
- 5 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 既存屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、 構造図及び設計計算書
 - (2) 既存屋外保管事業場内の配置図
 - (3) 再生資源物の搬入及び搬出の方法及び経路を記載した書類又は図面
 - (4) 既存屋外保管事業場の設置の場所に係る土地の公図の写し及び登記

事項証明書

- (5) 従前の屋外保管事業者が既存屋外保管事業場の設置の場所に係る土 地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有するこ とを証する書類
- (6) 従前の屋外保管事業者が個人である場合にあっては、住民票の写し 及び条例第9条第1項第3号アに該当しないかどうかを審査するため に必要と認められる書類
- (7) 従前の屋外保管事業者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (8) 従前の屋外保管事業者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し及び条例第9条第1項第3号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (9) 従前の屋外保管事業者に第13条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し及び条例第9条第1項第3号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (10) 従前の屋外保管事業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し及び条例第9条第1項第3号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (11) 従前の屋外保管事業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が 法人である場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - イ 役員の住民票の写し及び条例第9条第1項第3号アに該当しない かどうかを審査するために必要と認められる書類
- (12) 誓約書
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面 (周知を図るために必要な措置)

6 条例附則第8項の規則で定める措置は、第7条第6項に規定する措置とする。